

“Faculty Development”と体育（Ⅱ） 総合か，分化か？

藤 原 章 司
岡 田 泰 士
梅 垣 明 美*
豊 田 治 視

香川大学一般教育研究では、第31号⁽¹⁾の「特集〈Faculty Development〉」に引き続き、本号において「総合」という『前回よりは限定された』主題のもとに特集号を企画したが、これは『やがては大学教育の改善充実に実を結ぶような研究の継続と蓄積のため』の『第二の足場』であり、テーマは限定されていないものの、前回の“Faculty Development”（以下FDと略）の継続課題と解釈される。（『 』内は、本学一般教育部「一般教育研究」編集委員会による、第33号特集「総合」への論文の投稿依頼文書から抜粋）

そこで、本誌第32号の著者らの論文「“Faculty Development”と体育⁽²⁾」のさらなる発展を目指し、前回に引き続き大学における一般教育保健体育科目の体育実技のあり方を検討することを目的とし、主要な体育関係団体の公表した大学体育の理念について検討を加えるとともに、「FD発想」にさらに「総合か、分化か」という観点を含めつつ、新しい大学体育、体育実技について探る中で、現段階において到達した私的実技論を述べる。

本論において参考とする体育関係団体としては、「大学基準協会」、「日本体育学会」、「全国大学体育連合」の三つを取り上げる。

これら団体以外にも、特に個人による大学体育の理念についての意見は多数見られるが、そうした中で敢えてこの三つを選んだ根拠は、大学基準協会は新

*高松赤十字病院看護専門学校非常勤講師

制大学におけるいわゆる一般体育の創設期に、そのあり方を研究した機関であること、日本体育学会、全国大学体育連合については、体育関係者が個人で、あるいは大学として加盟し、大学体育のあり方について研究をしているとともに、前回取り上げた大学体育の危機のうち、中央教育審議会の答申に対して積極的に反論し、さらに大学体育の理念を打ち出していることによるものである。

I. 「大学基準協会」にみる大学体育の理念

大学基準協会は、昭和22年7月8日、新制大学の設立基準を制定することを目的として設立されたが、その前身は前年秋、占領軍当局の要請により文部省が設置した大学設置基準設定協議会（東京およびその周辺の官私立大学学長らを招集して、文部省ではなく、大学人による大学設置基準の起案を進めた）であり、22年5月に大学設置基準協会となり、これが発展解消して設定されたものである。この協会は、大学の基準、運営は文部省によって決定されるものではなく、あくまで大学自らの手でつくりあげるものであるとの考えから発足した、民間の専門団体である。

この大学基準協会において、先に大学設置基準設定協議会で採択された基準案が正式に本協会の基準として再確認されたが、この基準では大学で正課として体育を課す、という点については全く考えられていなかったのである。

一方文部省は、昭和21年3月30日にマッカーサー元帥あてに提出されたアメリカ教育使節団の報告書の体育の項の「体位向上および保健法の教授ばかりでなく、学校はスポーツ精神と共同精神に宿っている価値を認識すべきである……初等学校、中等学校、実業学校、専門大学(College)では体育(文献によれば保健教育となっているが、文意等からみて体育と思われる)の時間は充分あるが、学生が大した肉体的休息もとらず、長時間勉強しがちな大学でも、同じような措置が取られるべきである」との指摘をうけ、同年9月、戦後の体育の諸問題および今後の方向について研究するため学校体育研究委員会を設けたが、その第五部会で大学の体育の問題が取り上げられている。そして、12月29日付同研究委員会の文部大臣への答申のなかで、「新学制発足の際に是非大学体育の確立をはかり、全学生に体育の機会を均等に与えるため、少なくとも最初

の1年間は体育を正課として課すべきこと」を要望し、あわせて大学体育要項（案）⁽⁵⁾を答申したが、この趣旨は翌昭和22年8月20日文部省より示された学校体育指導要項⁽⁶⁾の「三、発育発達の特質と教材（五）大学（仮称）」として取り上げられた。

このように、文部省は大学体育の設置に積極的であったにもかかわらず、上述のごとく大学基準協会が消極的であったため、昭和22年7月1日の同協会総会において、新制大学における正課体育の必要性について以下のような要望をしたのである。

「従来大学では体育については、制度上なんらの組織もなく、全く放任されてきたといっても過言ではない。すなわち今日大学の体育は特殊の趣味をもっているきわめて少数の学生が行っているスポーツに限られ、大部分の学生は、ほとんどこれに関与していない現状である。

そのため大学では一般の学生の健康管理はきわめて不徹底であり、かつ少数の者の間に行われている運動も必ずしも学生スポーツとして健全に教育的に行われているものばかりではない。

いうまでもなく健康の問題は特殊な趣味や嗜好による教養とは違って、われわれ人間活動の基礎としてどんな場合でも一生を通じて生活から切り放すことのできないものである。

そこで発育途上にある学生の健康を保護し、これを助長すると共に健康生活に対する正しい理解と態度とを養うための制度的施設を大学教育に取り入れることは、単に学生個人の生活を健全にするばかりでなく、卒業後いろいろな面で指導的立場に立つ者の健康と生活態度とが一般社会に及ぼす影響はきわめて大なるものがあることを考えるとき、それは今日喫緊の要務ではないかと思う。かような意味で基準協会の各位の深い御理解によって今後の男女各大学では、ぜひ体育を重要な教科として一般の学生にも体育の機会を均等に与え、健康生活の合理化をはかることのできるような基準を定められるよう御配慮あいなりたい。」

この基準協会に対しての要望はあまり大きな反響を得ることはできなかったが、その後のCIE（民間情報教育局）の体育について考慮するよりの重

ねての要望等により、同協会は、昭和22年10月24日大学基準委員会の一部会として、大学における体育と健康教育の問題を研究するための専門委員会（体育保健研究委員会）を設置した。

この委員会は数度の検討の結果、大学においても体育保健の知識を啓発し、実践させることが絶対必要であるとの結論に達し、さらに具体的方法について研究を進め、正課体育についての実施細目案「大学に於ける体育⁽⁷⁾」を作成、同年12月3日基準委員会に対して大学に正課として体育を課すべきことを提案した。この提案は基準委員会で慎重に検討された後、12月15日に開催された大学基準協会総会に報告され、正式に認められたため、既に決定されていた大学基準のなかに「大学の体育に関する講義及び実技各2単位以上を課することを要する」との条項が入り、学士号の要件として体育の4単位を必修とすることが決められたのである。

上述の「大学に於ける体育」は大学体育の内容として提出されたものではあるが中間報告であり、教科としての大学体育を実際に実施するには不十分であったため、体育保健研究委員会では引き続き体育の実施要領についての研究を進め、翌23年10月に「新制大学における一般体育科目設置の参考資料⁽⁸⁾」を基準委員会に提出、採択された。

その後、数年にわたる実施の結果、種々改善すべき点があり、また課外活動としての体育、健康管理面にも大学として考慮すべき点があるとの見地から、昭和29年10月29日開催の理事会兼評議員会において、一般体育研究会の設置が決定された。

この間、科目としての体育についての研究は「大学における保健体育の在り方」として昭和32年5月21日に理事会兼評議員会に中間報告を行い、承認された。その後は主として「課外における体育活動の管理」及び「健康管理」の問題を研究し、その成果を昭和33年5月29日の理事会兼評議員会に報告してその承認を得た。これらをまとめて、「大学における保健体育の在り方⁽⁹⁾」として、昭和34年3月に大学基準協会資料第18号として発表した。

この、体育保健研究委員会の三つの報告が大学体育創設期の理念とも言うべきものであり、以下、これらに見られる体育観について検討を加える。

『大学に於ける体育(大学基準委員会体育保健研究委員会, 昭和22年12月)』

まず、「大学に於ける体育」に見る体育実技のあり方について考察したい。「大学に於ける体育」における理念は総説のなかに見られる。

「大学に於ける体育は学生の健康を保持増進し、社会的道徳的精神を涵養し、以て学生生活を豊かならしめ、更に進んで社会生活を価値あらしめる基礎を作るにある。而して大学時代は恰も心身発育段階の成熟期にあたり事物の真理を探究しようとする心組の最も旺盛な時期であるから此の時期に於ける体育は身体に関する科学的知識と体育運動に対する社会的道徳的意義とを理解させ充分な納得のもとに而も興味を以て自ら進んで夫々の個性に応じた保健衛生並びに体育運動を實踐せしめるよう仕組まれるべきである。

此が為には保健衛生体育運動の理解等に関する講義をもととし体操、スポーツ、レクリエーション等の実施を偉とする新しい意味の正課体育を新設すること、課外教育を正しく指導することが必要である。」

以上が総説の全文であるが、ここに見られる大学における体育についての考え方としては、①学生の健康の保持増進、②社会的道徳的精神の涵養、③学生生活を豊かにする、④社会生活を価値あるものにする基礎を作る、⑤自ら進んで……体育運動を實踐せしめる、の五点があげられる。

また、各説の実技の項では、⑥体力検査によって学生を数グループ（A—強健者、B—普通、C—虚弱者、D—病者等）に分け、⑦卒業後も体育を継続するよう楽しみをもって実行せしめる、といった具体的指導形態、指導方法が述べられている。（マル数字は筆者）

これらをまとめてみると、学生の体力別に(⑥)、楽しく運動させることによって学生生活を豊かにし(③)、生涯体育に結びつけながら(④・⑤・⑦)、健康の保持増進を図る(①)ことが主要な目的であり、さらに社会的道徳的精神を涵養(②)することも含まれている。

ここで我が国における体育の概念を概括してみると、それは⁽¹⁰⁾ [身体の教育] から [運動による教育] へ、そして現在主流となっている [運動の教育] へと変化しているといえよう。

これは学習指導要領等に見られる、戦後の体育科教育の変化にも現れており、例えば昭和22年に、新しい体育の基本方針と内容を示すものとして発行された「学校体育指導要項」⁽⁶⁾では体育を「運動と衛生の実践を通して人間性を企画する教育」であり、「健康で有能な身体を育成」し、「身体活動の価値を認識」させ、「社会生活における各自の責任を自覚させる」ことを目的として規定している。

また体育の目的から導き出される主なる目標として、「身体の健全な発達」、「精神の健全な発達」、「社会的性格の育成」を掲げている。

さらに、昭和28年に改訂された小学校学習指導要領体育編⁽¹¹⁾では、体育の目標を、「身体の正常な発達を助け、活動力を高め」、「身体活動を通して民主的態度」を育て、「各種身体活動をレクリエーションとして正しく活用」できるようにするの、[身体的]、[社会的]、[生活的] 目標の三側面からとらえている。

次に、昭和33年の学習指導要領⁽¹²⁾では、[生活的] 目標は独立したものとしては示されなくなったが、「心身の健全な発達と活動力の向上」、「運動技能の習得」、「社会的態度の育成」、「健康・安全に対する態度の育成」の四つで体育の目標を構成している。

昭和43年から45年にかけて小・中・高校の学習指導要領が相次いで改訂されたが、このなかでは児童・生徒の体力の低下への対応が大きな問題として取り上げられた結果、いわゆる総則体育として、学校における体育に関する指導は学校の教育活動全体を通じて行うものとする⁽¹³⁾と規定するとともに、総則の以下の部分で、あるいは、体育の目標のなかで、体力の向上、健康の保持増進が明示されている。

さらに、昭和52・54年の小・中・高校の改訂学習指導要領⁽¹⁴⁻¹⁶⁾では、「健康の増進と体力の向上」とともに、「運動に親しませる」、「楽しく明るい生活を営む態度」を強調する、生涯スポーツと体育の結び付きを意図したものとなっており、現在に至っている。

以上、戦後の体育を概観したが、そのなかで言われてきた目標のほとんどが、先に述べた「大学に於ける体育」に見る体育観に盛り込まれていることが分かる。

しかしながら、その故に、「大学に於ける体育」の理念が今なお大学に正課として体育を存続させるための理論として有効であることにはつながらないと考えられる。

その理由としてまず、これら体育の目標が、義務教育段階の小・中学校および、進学率の高さから義務教育に等しい高等学校におけるものであり、同世代の人口に占める割合の低い大学生に対しても同様に教科の目標とする必然性がないことが指摘できよう。

具体例として、生涯スポーツと体育との結び付きを考えてみると、大学においてこそ生涯スポーツにつながる教育を、としてみても、それは現状では一部の人間にしか施すことのできないものであり、高等学校までの段階で教育すべきものであることは明らかであろう。

また、楽しく運動させるという目標について考えると、これも最近の「運動の教育」の概念によるものであり、運動を目的として学習するなかで、運動の楽しさを味わわせ、運動に親しむ態度の育成をはかろうとする立場で、一般には「楽しい体育論」として展開⁶⁶されている。

これを生涯スポーツとの関連で考えるならば、すでに述べたと同様の理由により、高等学校までの段階であればともかく、大学体育を正課とする理論的裏付けとはなり得ないであろう。

また、アメリカ教育使節団の報告に見られる、「学生が大した肉体的休息もとらず、長時間勉強しがちな」大学における、学生の息抜きの時間としてとらえるならば、必要な、かつ価値ある場ではあっても、正課としての教育の時間として万人が納得するとは考えられない。

次に、健康の保持・増進の手段としての体育という考え方であるが、教育目標とそれによって規定される学習内容如何によっては、身体活動の結果としての健康の保持・増進は期待できない場合が当然存在し、逆に、健康を必須の目標にするならば、他の教育目標が犠牲になることもあるであろう。このように考えるならば、身体活動の結果として獲得できる健康の保持・増進を、教科としての体育の目標にすることには無理があると考えざるを得ないであろう。

また、あくまでも健康の保持・増進を叫べば、運動部、特に最近の大学にお

いて隆盛を極めている、いわゆる同好会に所属し、適度な運動を実施している学生に対してはそのような体育は不必要であり、課外活動の重視の名目のもとに、正課としての体育を廃止する口実を作る手助けをしかねないといえる。

この課外活動の重視という点については、現実的には課外活動を行っている学生は一部の者に過ぎないことにより、全学生の身体活動の場の保証にはつながらないとして、正課体育を廃止する際の代替え処置的なものとして効果がなないことは多方面から指摘されていることは事実である。しかしながら、その故に大学に正課としての体育を存続させよ、という論法では、課外活動の活性化が何らかの形で保証されるならば正課体育廃止もやむをえず、と言わざるを得なくなることは必至であり、正課体育の必要性を主張する根拠としては弱過ぎるものであろう。

さらに、社会的、道徳的精神の涵養であるが、これは「運動による教育」概念のなかでも、社会的発達¹⁰⁰の側面を見たものであり、確かにこの概念は体育の教育的承認を得るうえで大きな成果を上げたものの、それに対する批判、限界を指摘する声などもあり、現在では新しい体育理念として主張しうる内容をもったものとは考えられない。加えて、体育によってそのような教育効果が上がると仮定しても、先に述べたと同様に高校までの段階で十分教育効果を上げていることが必要不可欠であり、大学体育の固有の目標とはならないであろう。

このように考えてみると、「大学に於ける体育」に見られる体育の目的は、大学体育を正課として存続させる根拠としては受け入れられないというべきであろう。

『新制大学における一般体育科目設置の参考資料（昭和23年10月）』

これは、先に提出された「大学に於ける体育」に引き続いて研究され、基準協会¹⁰¹で採択されたものであるが、特に実施上の問題について検討されたものであり、具体的な内容が中心である。

ここに見られる体育実技のあり方についての理念（実技指導の基本方針として記述されている）として特徴的なものには、「大学はまず第一に学生の運動要求に答えるため出来る限り十分な機会を与え」なければならないというもの

あり、具体的には季節、体力などに応じて各種コースを設定し、学生が「自発的」に、「自由選択」して行うようにし、コースには季節に応じた臨時のものを計画することが望ましいとしている。

このような体育の基本的なねらいとしては、身体活動の場の保証、学生生活における楽しさを味わうための時間の提供が中心であり、大学体育の理念としては全く不十分であるといわざるを得ない。

『大学における保健体育のあり方(大学基準協会、昭和33年5月)』

このなかにおいて、保健体育科目のあり方は以下の通り示されている。

「学問の研究指導を主たる任務とする知的機関としての大学において、保健体育が必修科目として存在することについては、いまだ議論のあるところであろう。しかしながら大学は健康にして有能な社会人育成の場でもあると認められる限り、保健体育のもつ意義や必要性を認めざるを得ないのである。現在大学生の健康状態やその保有する体力の状態は終戦の頃よりすれば改善されてきたが、必ずしも良好とはいえない。しかも大学に入学した学生の保健に関する知識はきわめて低い状態にある。さらにまた知識の教授を主とする大学においては、学生はとかく気分が沈滞しがちであり、かつ教育形式が主として教師対学生との関係にとどまり、学生間の交渉は、ほとんど成立しがたい状態にある。

このような事態において、保健体育の持つ役割は、……体育実技によって青年の運動欲求を満足させ、かつ感情の良い捌口を得させ、健康の保持増進に役立たせるにある。さらに実技における授業の形態は学生間の交渉によって成立するものであるから、友を得させる機会ともなり、学生間に好ましい人間関係を醸成させ、社会的性格育成の一助ともなる。また授業に際してのスポーツやレクリエーションの技術や方法、それへの習慣や態度の習得は課外活動にまで進展して学生生活に潤いを与え、それを生き生きしたものにするのみならず、卒業後生活を豊かにする基礎となるものである。」

としたりえて、「科目としての保健体育の授業時間はきわめて少ないため、それ自体で十分な効果をあげることは期待できがたいが、その授業を契機として学生の日常生活の実践が展開する」のであるから、「健康生活、体育の生活化の

中核としての意味から、保健体育は必修科目として欠くことのできない存在であるとしている。

また、実技の方針の項では、「健康の保持増進体力の向上」、「学生の運動欲求に答える興味ある指導計画」、「社会的性格の育成」を掲げている。

ここに見られる体育の目的をまとめると、①運動欲求、②感情の捌け口、③健康の保持増進、④友を得させる、⑤好ましい人間関係、⑥社会的性格育成、⑦スポーツ、レクリエーションの技術、方法の獲得、⑧スポーツ、レクリエーションへの習慣、態度、⑨課外活動を含めて学生生活に潤い、⑩卒業生活を豊かにする、の十点になるが、これらを大学体育の目的として設定することに対しては、これまでに見てきたと同様に、正課体育としての意義、あるいは固有の目標とは考えられない、また、高校までの段階での教育がより重要である、などの理由によって否定的立場にあるといわざるを得ない。

以上述べてきた大学基準協会の三つの考え方は、新制大学における体育のあり方についての初期（大学体育創設期）の理念とも言うべきものであるが、その内容は大学体育が存続の危機にさらされた際にそれをはね返すだけの理論的根拠とはなり得ないことを見てきた。

次に、中央教育審議会の中間報告に見られる、高等教育機関においては、保健体育科目を卒業の必須の要件としなくてもよいのでは、という考え方に対して、日本体育学会、全国大学体育連合の二つの団体がどのように対応してきたかについて検討を加える。

II. 「日本体育学会の体育の理念」

日本体育学会は昭和45年8月3日、『中央教育審議会第26特別委員会「高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）」に関する意見』を、さらに同年11月3日、「本学会の意見に関する説明資料」を提示したが、ここに見られる大学体育の理念について検討する。

中央教育審議会の中間答申にある保健体育科目の単位の弾力化に対して日本体育学会は、廃止された場合には、あるいは選択科目となれば履修する学生が

大幅に減少するであろうとの予測から、いずれも「学生の健康や体力の低下とそれらに対する彼等の識見の低迷を来たし」、「わが国の将来に対して大きなマイナス」になるとしている。また、「保健体育を正課必修としてカリキュラムの中に位置づける」ことにより、「適当な量と質の運動刺激を適切な時間間隔で与え、全学生の健康や体力の増進に資する」ことができると、その効果について述べている。

さらに、大学生の特質として、中学・高校時代の受験勉強による「十分な運動の機会の減少」とその結果である「細長体型化」、さらには大学入学後における「身体的ストレスからの回復の遅れ」などをあげ、「受験の影響からの回復」、「内臓諸器官や筋肉の発育発達の効果をあげるのに最も適した時期」、「日々の長時間の勉強持続による緊張からの解放」、「学生相互の交流の場」、「将来の社会生活をより豊かに営んでいく基礎」という視点からも、体育運動は必要であると説いている。

また、「知的教科の山積している大学生活において、この教科の意義は学生達にはむしろ正当に評価されて」いること、保健体育科目の弾力化に伴い、課外活動を充実しても、それは「一部の愛好者にその機会を与え」ることにしかないことなどもあげ、正課体育の必要性の根拠としている。

以上、日本体育学会の言う大学体育の理念、目的について列挙したが、「学生の健康や体力の増進」、「適当な量・質の運動刺激」などについては、全学生に対して必修とする根拠とはなり得ないこと、「緊張からの解放」、「交流の場」といった、息抜きタイムでは正課として存続させる根拠として他を納得させることは不可能であろうことは、すでに述べてきたことから明らかであろう。

さらに、「発育発達」刺激としての運動効果を考える時、女子の大学進学率も高まっている点も考えあわせるならば、中学から高校の時代こそ最適な時期であり、次いで、受験勉強中心の生活による弊害の対策としての大学体育という考えであるが、受験から解放された大学生に体育を課すことよりも、中・高校生にこそ十分な運動の機会を保証すべきであり、歪んだ中・高校生の生活の戻拭いが大学の主たる業務であるとは誰も考えないのではなからうか。

また、ここでも生涯スポーツとの関連が必須の教科としての根拠にあげられ

ているが、これについてもすでに述べてきたように、進学率の高さから義務教育に等しい高等学校までで十分に成果を上げておくべきものであることは、言うまでもないであろう。

このように考えるならば、日本体育学会のいう大学体育の正課としての理念も、体育の固有の教科目標とするには根拠が弱く、体育関係者以外の人々に大学においても正課として体育が必要であることを納得させることは出来ないのではなかろうか。

Ⅲ. 「全国大学体育連合の大学体育の理念」

全国大学体育連合は、昭和48年12月に「大学体育の基本構想」¹⁰⁾を発表したが、この構想は、中央教育審議会の答申に対して、全国大学体育連合がその内部機関としてこれからの大学体育のあり方を研究するためのものとして作った基準検討委員会の、3年間の努力の結果として誕生したものであり、構想の完成した段階においては、全国の大学体育関係者の共通理解に立ったものとして評価されている。

以下、構想の内容について検討してみる。

この基本構想の中の「本構想の要旨」で保健体育科目について、「人間生活の基本である健康・体力に対する認識を深めるとともに、これを積極的に高めるあるいは維持していく方法を修得し、かつ実践する能力を養うものである」から、「全学生を対象としてできるかぎり長期にわたって履修できるような制度が必要である」としている。

また、保健体育科目のうちの実技の目標として、①健康・体力の維持増進、②運動技能の向上、③各種の身体運動の経験を通して人生におけるその意義を理解し、すぐれた習慣を身につけるとともに、社会における指導者として他に奉仕し、自己を確立していく大学生にふさわしい現代的教養人としての資質をたかめる、の三点をあげている。

ここでも今まで見てきたと同様に、健康・体力の保持・増進が目標にあげられており、また生涯スポーツとの関連から運動技能の向上を掲げている。

これらの目標について再度検討すると、小学校学習指導要領の体育科の目標

の、「適切な運動の経験を通して運動に親しませるとともに……健康の保持及び体力の向上をはかり……」、また中学校学習指導要領保健体育科の体育分野の目標の、「①各種の運動を適切に行わせることによって、強健な身体を育てるとともに……体力の向上を図る」、「②各種の運動の合理的な実践を通して運動技能を習得させ、運動の楽しさを味わわせ……生活を健全に明るくする能力と態度を育てる」、さらに高等学校学習指導要領保健体育科の体育の目標における、「各種の運動を合理的に実践し、運動技能を高めるとともに、それらの経験を通して、公正、協力、責任などの態度を育て、強健な心身の発達を促し、生涯を通じて継続的に運動を実践できる能力と態度を育てる」といったものと重複しており、高等学校までの教育によって十分な効果が上がっているべきものであり、大学における体育の固有の教育目標とはなり得ないことは既に述べてきたところである。

次いで、基本構想の体育の目標の③の後半部分に見られる「社会における指導者として他に奉仕」と言う点について考えると、これは高等教育を受けた大学卒業者に対して、健康・体力の保持・増進のための身体活動の指導者としての資質を期待しているものと解釈できるが、このような身体活動の効果的指導はもとより、安全面から考えても専門大学・学部を卒業した者以外に適任者はいないことは明らかであり、体育実技の教育目標として考えることは絶対にできないものである。

以上、大学基準協会、日本体育学会、全国大学体育連合の三団体の発表した大学体育の理念について検討を加えたが、そのいずれもが、高等教育機関としての大学において実施する体育実技が、あくまでも正課でなくてはならないとする考え方を第三者に十分納得させるだけのものではないと思われることを指摘してきた。

その理由としては、大学においても体育実技を課すならば、健康・体力の保持・増進に役立ち、勉強、あるいは精神的ストレス、ストレスから解放され、仲間作りも出来るであろうが、ここには教育としての体育実技の、しかも大学における教育としての固有の目標が全く存在していないことが最も大きな

ものとして考えられる。

IV. 「大学でなければ教育できない体育実技とは？」

それでは、大学固有の体育実技の教育目標とは何であろうか、また、そのようなものが存在するのであろうか、という点について、検討を加えることにする。

すでに繰り返して述べてきたように、小学校から高等学校までの体育の目標で見たような、生涯スポーツをにらんだ技術の向上・楽しさの経験、さらには社会的性格の育成などは、大学入学以前に十分教育効果があがっていなければならないものであり、また大学進学率から考えて、この年代では身体活動を行うことのできない、あるいはできにくい状況にある者が大部分であることを考慮するとき、体育の専門教育者であるとともに、専門の研究者でもある大学体育関係者が、行政側以上に社会体育、あるいは生涯スポーツの一層の推進に積極的に働きかけることがあっても、一部の者にしか恩恵を与えることのできない大学体育の制度を死守することに目を向けているわけにはいかないはずであり、健康・体力の保持・増進といったものは、大学における体育の目標にはなり得ないと結論付けざるを得ない。

ここで、我々の考えるところの、新しい大学における体育実技について私見を述べてみたい。ただし、これはあくまでも体育分野のなかでも、自然科学分野を専門とする者が中心となって検討しているものであり、人文・社会・自然の三分野の総合科学である保健体育の一面をとらえているに過ぎない点を明記しておくことが必要であろう。

『総合か、分化か？』

これは本論文の副題でもあるが、上に述べた様に保健体育科目はもともと総合的科目であり、その総合的科目が講義と実技によって構成されている。

ここで、総合されて一つの保健体育科目となる講義と実技を分けて考えると、実技には当然「総合」された保健体育（科目）を意識しつつ、分化、ある

いは専門化された授業形態というものが想定されてもよいのではなかろうか。具体的に現在我々が考えているものは、完全に分化、専門化した「運動処方実験」としての体育実技であり、これこそが大学でなければ行えない、大学でこそ行すべき体育実技であると考えているものである。

健康の保持・増進にとって身体活動が必要なことは言うまでもないことであり、また、小学校から高等学校までの体育の目標にもこれがあげられていることは既に見てきた。ところで、高等学校までの段階で行われている実技は、各種スポーツの運動技能の向上をはかり、スポーツに親しませ、また楽しさを経験させることにより、生涯スポーツへと発展させようとするものである。

しかしながら、健康の保持・増進を目的とした比較的軽い運動、スポーツであっても、その最適少量・質は個人の体力、年齢、あるいは日々のコンディション等によって異なるものであり、ほぼ一律に実施されている体育実技（これには小学校から大学までのすべての教育段階が含まれるであろう）の授業によって身に付くものではないことは明らかである。

このように考えるならば、大学においてこそ、生涯にわたって運動・スポーツを継続するための基礎的知識とその実践方法を教授すべきであり、これは小学校から高等学校までの段階では種々の制約を受け、実施不可能であると考えられる。確かに、高等学校以下の教師であっても、保健体育を専攻した者の中にはこのような授業を実践する能力をもつ者も存在するであろうが、最大の問題は、実際に行う場合に必要の実験装置、器具を備えることが、予算的に見て大学以外では不可能と思われることである。加えて、各教師の持ちコマ数の多さ、1単位時間が短いこと等を考えると、十分な準備、実験（授業）のための時間も確保できず、さらに学習指導要領の存在も無視できるものではないなど、これらの点も併せ考えるならば、大学以外ではこのような形態の実技を実施することは不可能であろう。

次に、実際にどのような内容をもって授業を進めるかであるが、まず、室内での実験が行われるべきであろう。必要な装置としては、自転車エルゴメーター、自動血圧測定装置の2点をセットとすることが必要最小限のものであると考えている。学生数については、本学の場合であれば他種目との関係から、

40～45人が想定されるため、最低9セット（5人1組）が必要であろう。

これらの装置を使い、各種負荷で運動を実施させ、心拍数・血圧の変化、消費エネルギー等を測定し、運動負荷による生体の反応を実験的に認識させるとともに、同負荷運動であっても生理的反応が個人によって異なることを教え、さらにそこから発展させて、各自の運動至適量を推定させることを想定している。

これらの室内での実技（演習的実技というべきであろうか）の後、体育館、運動場等で各種スポーツあるいはジョギングなどを教材として取り上げ、運動中、あるいは終了後に心拍数を測定し、運動負荷量を推定することにより、その運動が各自にとってどの程度の負荷となっているかを知り、健康の保持・増進、あるいは体力の向上のための必要運動量を体得させることができよう。

これらの内容を、講義、演習、実験・測定、レポート作成等を組み合わせながら実施することにより、高等学校までで経験してきたスポーツを中心とした体育に加え、運動・スポーツを科学的にとらえ、健康の保持・増進のための身体活動の具体的な処方について、知識・方法を得させようとするものである。

『一般教育の立場からみた総合化と分化・専門化』

以上述べた新しい体育実技の具体的な内容であるが、これは明らかに分化、専門化した内容を基本とした授業であり、最近の傾向としての一般教育の「総合志向」とは相反するものである。

ここで、本学一般教育部が昭和59年3月に発表した総合科目等に関する調査報告書⁽¹⁹⁾を見ると、この中では、『総合科目』の『総合』は、2つ以上の学問分野を『総合』するという意味以上に、どのような意味づけを重視することが適切であると考え^るかについてまず質問をしているが、その選択肢には、①知識の断片化傾向に対置される「総合」、②知識、学問を意味ある体系として再構成する「総合」、③いわゆる「総合科学」を志向する「総合」、④人間形成を目的とする「総合」、⑤研究・学習の過程が積み上げられて知識の形成・獲得に至るとする「総合」、の五つが上げられている。（この文章化にあたっては、国立大学一般教育担当部局協議会「総合科目関係資料調査報告書（昭和56年3月）」

の指摘したいいくつかの観点を参考にして行っている。）

これらのいくつかの「総合」観を、今回我々が提示した体育実技を検討する際に採用するならば、少なくとも表面的には「反」総合であり、場合によっては時代錯誤と批判されることもありうるであろう。

しかしながら、我々が今想定している新しい体育実技は、実際の授業時間だけを見れば確かに分化、専門化であり、反総合ではあるが、その究極の目標とするところの一つに、「学ぶことを学ぶ」という理念のもとに、学生が学習していく過程で積み上げていく「礎石」の一つとしてこの体育実技をとらえ、保健体育を専門としない学生に対して、「保健体育を科学する」方法を教授し、各自の専門領域において「学び」、「研究し」、「科学する」際の発想、方法論の検討をより容易にするような、幅広い知識の獲得に至らしめるという意味での「総合」があることを確認しておくことが重要であろう。

また、狭義の「総合」概念として、最終的に「総合された」人間をとらえる手段の一つとしての、上記の選択肢で言うならば、②の、「知識、学問を人間にとって意味ある体系として再構成させる」ために必要不可欠な一つの知識としての、「保健体育科目」に現在欠けているもの（大学のみならず、小学校から高等学校までの教育内容も含め）を補うことを可能にする授業内容が、ここで提示した「運動処方的体育実技」であると考えられる。

即ち、「保健体育」の範囲で教授すべきものとして、高等学校までも十分に実施されているスポーツを中心とした「通常の実技」と、ある程度の時間が確保されるべきであるにもかかわらず、種々の理由、特に受験科目との関係から、高等学校まででは軽視されがちである「保健体育講義」と並んで、その両者のギャップを埋め、科学的根拠をもって運動を実施するために必要な運動処方の概念を教授することを目的とした「新しい形態の実技」を加え、これら三つを総合的に学ばせることにより、保健体育科目の目的を十分に達成することができるのではなかろうか。

このように考えるならば、「新しい形態の実技」だけを見ると確かに分化、専門化した授業ではあるが、保健体育科目全体としてみるならば、現状以上により総合化されたものとなると考えられよう。

また、大学に正課として体育をおくことについての批判に対しても、高等学校までの段階で全く教えられていない、かつ教えることがほぼ不可能な状態にあり、しかも絶対に教えなければならない、「健康の保持・増進のための運動の正しいやり方」を教授できるのは大学をおいて他にはなく、また、こうした知識は高等教育機関を卒業する者にとって必要不可欠な資質、教養であると思われることも考慮するならば、説得は容易いのではなからうか。

以上、我々が現段階で考えている体育実技の改革について、今までに言われてきた大学体育の理念を批判、現状を反省し、「FD」、あるいは「総合」という観点を加味する中から探ってきた。もちろんこのような形態の実技は本学においても一部の授業で行っているに過ぎず、本格的に実施するには予算問題も含め、多くの問題点が存在することは事実である。

しかしながら、今回提示した実技のあり方は単に新しい実技を考え出したにとどまらず、大学体育の理念形成にも与かるものであり、今後、具体的な実施にむけての方策を考えるのみならず、理念問題も含めてさらに検討することが必要であろう。

参 考 文 献

- (1) 香川大学一般教育部：特集 FACULTY DEVELOPMENT, 香川大学一般教育研究, 31: 1-258, 1987.
- (2) 藤原章司, 豊田治視, 梅垣明美 “Faculty Development” と体育, 香川大学一般教育研究, 32: 15-28, 1987.
- (3) 大田堯：戦後日本教育史, 岩波書店, 1986. pp. 150-151.
- (4) 学校体育研究同志会 学校体育関係法令並びに通牒集, 体育評論社, 1949. pp. 27-29.
- (5) 平野出見 新制大学における正課体育について, 文部時報, 859: 14-19, 1949.
- (6) 井上一男 学校体育制度史 増補版, 大修館書店, 1970. pp. 432-51.
- (7) 全国大学体育協議会：大学体育十年史, 1960. pp. 2-4.
- (8) 同上書 pp. 4-10.
- (9) 大学基準協会 大学における保健体育のあり方, 協会資料第 18 号, 1959.
- (10) 高橋健夫：「体育」岸野雄三(編), 最新スポーツ大事典, 大修館書店, 1987. pp. 708-12.
- (11) 井上一男 前掲書, pp. 178-88.
- (12) 同上書 pp. 198-217.
- (13) 同上書 pp. 217-45. 及び pp. 503-57.

- (14) 前川峯雄, 山川岩之助：改訂小学校学習指導要領の展開 体育科編, 明治図書, 1977. pp. 36-39.
- (15) 佐々木吉蔵, 山川岩之助：改訂中学校学習指導要領の展開 保健体育科編, 明治図書, 1977. pp. 45-48.
- (16) 佐々木茂, 山川岩之助：改訂高等学校学習指導要領の展開 保健体育科編, 明治図書, 1978. pp. 46-51.
- (17) 日本体育学会：中央教育審議会第26特別委員会「高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）」に関する意見, 及び本学会の「意見」に関する説明資料, 体育学研究, 15(3)：55-67, 1971.
- (18) 全国大学体育連合：大学体育の基本構想, 大学保健体育30年の歩み, 1982. pp. 83-90.
- (19) 香川大学一般教育部：総合科目・演習科目・論述作文指導及び読書指導に関する調査報告書（その2. 香川大学教官アンケート集計結果）, 1984.